

# 決 定 書

加須市

異議申出人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年4月21日付けで提起された令和8年4月12日執行の加須市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力及び選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、加須市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

### 本件異議申出の要旨

#### 第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の当選の効力及び選挙の効力をともに無効とするとの決定を求めるものである。

#### 第2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、要約すると、以下のとおりである。

- 1 当選人は、令和7年3月頃から令和8年2月頃まで、個人の政治活動用ポスターを大量に掲示していた（文書図画の掲示違反）。
- 2 当選人は、申出人の公開質問状に対し、「当該ポスターを全て撤去する」と回答したにも関わらず、選挙期日の前日においても未だ撤去されていないポスターが見受けられた。
- 3 当選人は、令和8年1月下旬から2月13日にかけて、県政報告会・決起集会の案内状を郵送するとともに、この旨をSNSに投稿していた（事前運動の疑い）。
- 4 令和8年4月2日に、「ワンチームかぞ市民会議」名義の政治活動用ビラを郵送していた（事前運動の疑い）。
- 5 令和8年4月10日には、選挙運動期間中にも関わらず、JA施設内で個別接触をしていた（個別訪問の疑い）。
- 6 令和8年4月11日には、候補者の氏名類推事項が表示された政治活動用（確認団体）のビラを新聞折込みした（ビラの表示違反）。
- 7 県営北小浜団地内に選挙運動用ビラをポスティングしていた（ビラの頒布方法違反）。

このような行為は、単なる軽微な選挙違反や偶発的な行為ではなく、候補者である高橋としひろ陣営による計画的・継続的・組織的な選挙運動である疑いが強いことから、当選の効力の無効を求めるとともに、本件選挙は、選挙の公正を著しく害し、有権者の自由な意思形成に重大な影響を及ぼした可能性が高いため、選挙の効力の無効も求めるものである。

## 決定の理由

### 第1 本件異議申出の形式審査

当委員会は、申出人から令和8年4月21日に提出された異議申出書を確認したところ、一部不明確な箇所があったことから、4月21日及び23日に補正を命じた。これに対し、申出人から4月24日に補正書が提出された。

当委員会は、4月28日に、これを適法なものとして認め受理し、5月1日の口頭意見陳述などを経て慎重に審理を行った。

### 第2 法令等の定め

- 1 当選無効に関する争訟とは、公職選挙法第206条の逐条解説によると、基本的に、①選挙会の決定手続自体が違法であるから、その当選人の決定は全体が無効であるというもの、②各候補者の有効得票数の計算に誤りがあるというもの、③各候補者が適法に当選人たり得る資格の認定に誤りがあるというもの、などに限定されている。

また、当該争訟として、「当選無効の原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法、即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみが、これに当たるものと解するのが相当である。」と判示されている（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

- 2 選挙の効力に関する争訟では、選挙無効の原因となり得べき違法事由は、公職選挙法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあり」、かつ「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られるとしている。

「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が、選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、公職選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。」と判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」と判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

### 第3 当委員会の判断

申出人は、当選人が、選挙期日の1年以上前から、個人の政治活動用ポスターを大量に掲示していたり、告示日である令和8年4月5日以前にも関わらず、政治活動用ビラを郵送するなど、事前運動と疑われる行為や告示日以降も戸別訪問や選挙運動用ビラのポスティング、さらに、選挙期日の前日には、候補者の氏名類推事項が表示された確認団体の政治活動用ビラを新聞折込みしていたことなどから、これらの行為が選挙違反と主張するが、この判断は、刑事手続に従い、裁判所の裁判によりされるものであるため、当委員会では、これらの行為を審理判定する権限を有していない。

また、「公職選挙において当選人と決定された者などが、公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条及び207条の所定の手続において、異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない。」と判示されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。

したがって、申出人の主張には理由がない。また、申出人は、その他の主張もしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。そもそも、本件異議申出の要件を満たしていない。

以上のとおり、申出人の主張は、理由がなくかつ本件異議申出の要件を満たしていないことなどから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年5月14日

加須市選挙管理委員会  
委員長 櫻井 喜代次



教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。